

せい かつ ほ ご

生活保護のしおり



このしおりは、生活保護を受けようとする方に制度をわかりやすく説明したものです。

わからないことや、相談のある方はお気軽に市役所1階24・25番窓口（援護係）までお声かけください。

また、電話によるお問い合わせもできます。



つばめしふくしじむしょ
燕市福祉事務所
つばめしやくしょ しゃかいふくしか えんごかかり
(燕市役所 社会福祉課 援護係)

1 生活保護について

生活保護とは

年金や給与などの収入が国の基準で決められている「最低生活費」を下回る世帯で、自分の資産や能力、さまざまな制度を活用しても生活を維持することができない世帯に対して、国が「健康で文化的な最低限度の生活」を保障する日本国憲法や生活保護法で定められた制度です。

生活保護の目的

資産や能力を活用しても生活に困るすべての世帯に対し、その生活が保障され、自立した生活が送れるよう支援することを目的とします。



2 生活保護が決定されるまで

申請

生活保護を利用するには、本人や家族などの申請が必要です。申請書に必要事項を記入し、福祉事務所に提出してください。なお、利用するには次のような条件があります。

- 預金、生命保険、土地・家屋（利用していないもの）、自動車、貴金属などの資産は、売却し生活費に充てて頂くよう指導する場合があります。
- 世帯員のうち働く力のある方(高校生を除く 15~64歳まで)は働いていただきます。
- 扶養義務者（親、子供、兄弟姉妹など）からできる限り援助を受けていただきます。
- 生活保護法以外の制度（社会保険、雇用保険、各種年金、恩給、手当など）で利用できるものは、利用していただきます。

さいていせいかつひ
最低生活費

くに きじゆん けいさん げつぶん せいかつひ
国の基準で計算された1か月分の生活費で
つき か
月によって変わることがあります。

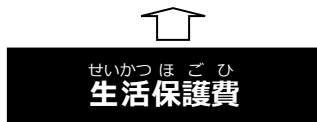
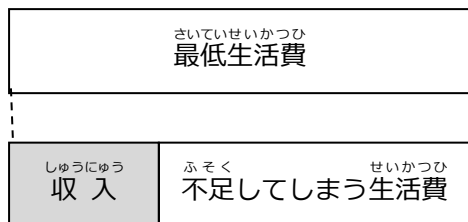


しゅう にゅう
収入

はたら え しゅうにゅう かくしゆねんきん おんきゅう てあて ほか せいど しきゅう
働いて得た収入、各種年金、恩給、手当など他の制度により支給
しゅうにゅう おや こ きょうだいしまい しおく かね こめ やさい
される収入、親や子、兄弟姉妹などからの仕送り（お金、米、野菜
しさん かつよう え しゅうにゅう せたいぜんいん しゅうにゅう ごうけい
など）、資産を活用して得た収入など、世帯全員の収入を合計した
たものです。

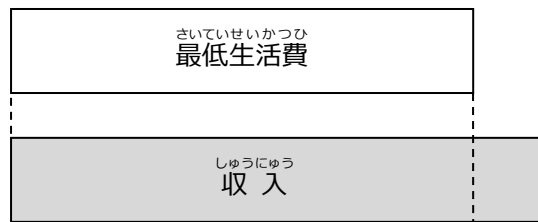
◇生活保護が受けられる場合

(収入が最低生活費に満たないとき)



◇生活保護が受けられない場合

(収入が最低生活費を上回るとき)



ちょうさ 調査

生活保護を申請すると、**援護係の担当員**（ケースワーカー）が家庭訪問をします。また文書などの方法により生活保護が必要かどうか関係機関などに次のような調査も行います。



- (1) 現在の生活状況、世帯員の健康状況、扶養義務者の状況、収入、資産
- (2) 過去の生活歴、その他生活保護の決定に必要な事項

※DV（家庭内暴力）や虐待など特別な事情がある場合には、親族への照会を見合わせることもあるため、事前にご相談ください。

けっか つうち 結果の通知

すべての調査が行われ、申請した日から原則14日以内（特別な事情で調査に時間がかかる場合は30日以内）に生活保護の利用ができるかどうかの結果をお知らせします。決定の通知が届き、内容に不服のある場合は、決定を知った日の翌日から3か月以内に県知事に対して審査請求を行うことができます。


せいかつ ほごひ しきゅう 生活保護費の支給




3 生活保護の内容

生活保護には次の8種類があり、これらには基準（限度額）があります。


生活扶助
 食費や衣類、光熱水費など
 日常生活に必要な費用




介護扶助
 介護サービスの利用に必要な費用




住宅扶助
 家賃、地代、住宅補修費など
 住宅にかかる費用




出産扶助
 出産に必要な費用




教育扶助
 学用品、教材費、給食費など
 義務教育に必要な費用



生業扶助
 就職や資格を取るための費用や、
 高校に通うための費用



医療扶助
 病気やケガなどの治療に必要な費用



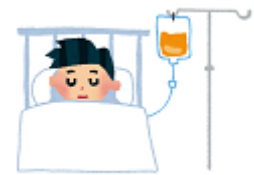
葬祭扶助
 世帯員が亡くなった際のお葬式に必要な費用



4 生活保護が決定したら守っていただくこと

- (1) 働ける人は能力に応じて働き、健康の保持及び増進に努め、収入、支出の状況を適切に把握して計画的な暮らしをするなど、生活の維持、向上に努力してください。また生活保護を利用している間は原則としてお金の貸し借りができません。
- (2) あなたの届け出をもとにして生活保護の種類や程度を決めていますので、次のような場合はすぐに福祉事務所に届け出てください。

- ① 収入が増えたり減ったりしたとき（働いて得た収入、各種年金、恩給、手当、仕送りなど全ての収入）
- ② 家族の人数が変わったとき（出産、死亡、転入、転出など）
- ③ 家賃、地代などが変わるときや契約更新するとき
- ④ 働けるようになったり、働けなくなったりしたとき（就職、転職、退職など）
- ⑤ 引っ越しをしようとするとき
- ⑥ 社会保険が使えるようになったとき
- ⑦ 入院したり、転院したりするとき
- ⑧ 事故にあったとき（交通事故、工作中的事故など）
- ⑨ 家を留守にして遠くに出かけるとき
- ⑩ その他生活の状況が変わったとき（入学、卒業、退学、結婚、離婚など）



(3) あなたの生活状況に応じて適切な支援をするために、必要な指導・指示をすることがあります。指導・指示に従わない場合は、生活保護が利用できなくなることがあります。

(4) 生活保護を利用する権利を他人に譲り渡すことはできません。

5 お問い合わせ・相談先

○担当員（ケースワーカー）

生活保護を利用する方の困っていることへの解決や自立を目指す上でどうしていけばよいかを一緒に考え、手助けする者です。何か生活上の問題があれば、遠慮なくご相談ください。個人の秘密は固く守ります。



○民生委員・児童委員

各地域には生活に困っている方の見守りや相談に乗ってくれる民生委員・児童委員がいます。



